

議案第 17 号

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

附属機関の廃止に伴う関係条例の改廃

飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する等の条例

(飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年飛驒市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表条例で設置する附属機関の構成員の部中青少年問題協議会委員の項、総合計画審議会委員の項、次世代育成支援対策地域協議会委員の項、林業振興促進協議会委員の項及び特定空家等対策審議会委員の項を削る。

(飛驒市特定空家等対策条例の一部改正)

第2条 飛驒市特定空家等対策条例(平成23年飛驒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

(飛驒市総合計画審議会設置条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 飛驒市総合計画審議会設置条例(平成16年飛驒市条例第37号)
- (2) 飛驒市青少年問題協議会設置条例(平成16年飛驒市条例第100号)
- (3) 飛驒市林業振興促進協議会設置条例(平成16年飛驒市条例第168号)
- (4) 飛驒市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成18年飛驒市条例第17号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条) 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行				改正案			
本則・附則 略 別表 (第2条、第7条関係)				本則・附則 略 別表 (第2条、第7条関係)			
区分		報酬		費用弁償			
監査委員の部～民生委員推薦会委員の部 略				監査委員の部～民生委員推薦会委員の部 略			
条例で設置する附属機関の構成員	都市景観審議会委員	日額 6,000円	略	条例で設置する附属機関の構成員	都市景観審議会委員	日額 6,000円	略
	青少年問題協議会委員	日額 6,000円			_____	_____	
行政改革懇談会委員の項～行政不服審査会委員の項 略				行政改革懇談会委員の項～行政不服審査会委員の項 略			
	特殊旅館等建築審査会委員	日額 6,000円		特殊旅館等建築審査会委員	日額 6,000円		
	総合計画審議会委員	日額 6,000円		_____	_____		
総合政策審議会委員の項～防災会議委員の項 略				総合政策審議会委員の項～防災会議委員の項 略			
	国民保護協議会委員	日額 6,000円		国民保護協議会委員	日額 6,000円		
	次世代育成支援対	日額 6,000円		_____	_____		

<u>策地域協 議会委員</u>	
子ども・子育て会議委員の項～介護 認定審査会委員の項 略	
介護保険 運営協議 会委員	日額 6,000円
林業振興 促進協議 会委員	日額 6,000円
ふるさと景観保全審議会委員の項 ～退職手当審査会委員の項 略	
国土利用 計画審議 会委員	日額 6,000円
特定空家 等対策審 議会委員	日額 6,000円
小口融資審査委員の項～放置自動 車等廃物判定委員会委員の項 略	
以下 略	

子ども・子育て会議委員の項～介護 認定審査会委員の項 略	
介護保険 運営協議 会委員	日額 6,000円
ふるさと景観保全審議会委員の項 ～退職手当審査会委員の項 略	
国土利用 計画審議 会委員	日額 6,000円
小口融資審査委員の項～放置自動 車等廃物判定委員会委員の項 略	
以下 略	

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について
担当部	総務部
提案理由	附属機関の廃止に伴う関係条例の改廃
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>市が条例で設置する附属機関のうち、既に役目を終え近年の開催実績がないなど、必要性がなくなった附属機関を廃止するため、関係条例を改正又は廃止するもの。</p> <p>(1) 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛騨市条例第53号）の改正〔第1条〕</p> <p>附属機関の廃止に伴い、附属機関の構成員に対する報酬及び費用弁償の支給根拠である当該条例から、廃止する附属機関の規定箇所を削るもの。</p> <p>(2) 飛騨市特定空家等対策条例（平成23年飛騨市条例第4号）の改正〔第2条〕</p> <p>特定空家等に関する対策等を審議する目的で特定空家等対策審議会を規定していたが、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）第7条の規定に基づき、総合的な空家等対策計画の実施について協議することを目的として設置した「飛騨市空家等対策協議会」においてその機能が補完されていることから、当該条例から同審議会の規定箇所を削るもの。</p> <p>(3) 各種附属機関の設置条例の廃止〔第3条〕</p> <p>① 飛騨市総合計画審議会設置条例（平成16年飛騨市条例第37号）の廃止</p> <p>飛騨市総合計画の策定に関する審議を目的とする飛騨市総合計画審議会設置のために制定していたが、市の政策の総合的かつ</p>

計画的な推進に関する重要事項について調査、審議することを目的として設置した「飛騨市総合政策審議会」においてその機能が補完されていることから、当該条例を廃止するもの。

② 飛騨市青少年問題協議会設置条例（平成16年飛騨市条例第100号）の廃止

青少年の育成等に関する施策審議を目的とする飛騨市青少年問題協議会設置のために制定していたが、市制施行後の開催実績がないこと、また、地域と連携した青少年の育成指導等を目的として設置する「飛騨市青少年育成推進員」がその役割を担っていることから、当該条例を廃止するもの。

③ 飛騨市林業振興促進協議会設置条例（平成16年飛騨市条例第168号）の廃止

林業振興の推進等に関する調査協議を目的とする飛騨市林業振興促進協議会設置のために制定していたが、市制施行後の開催実績がないこと、また、市の林業振興や森林保全に関する事項について助言及び情報提供を行うことを目的として設置する「飛騨市森林審議会」がその役割を担っていることから、当該条例を廃止するもの。

④ 飛騨市次世代育成支援対策地域協議会設置条例（平成18年飛騨市条例第17号）の廃止

次世代育成行動計画策定等に関する協議を目的とする飛騨市次世代育成支援対策地域協議会設置のために制定していたが、現在は計画が子ども・子育て支援事業計画に承継され、その計画策定等を目的として設置した「飛騨市子ども・子育て会議」においてその機能が補完されていることから、当該条例を廃止するもの。

市民への
影響等

必要性がない附属機関の設置根拠となる条例を改廃するものであり、市民への影響はない。

施行日	公布の日
備考	(関係部局) 企画部、市民福祉部、農林部、教育委員会事務局